

○国土交通省告示第百九十三号

貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第十条第三項及び貨物自動車運送事業法施行規則(平成二年運輸省令第二十一号)第三十三条第五項の規定に基づき、標準貨物自動車運送約款等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年三月十九日

国土交通大臣 中野 洋昌

標準貨物自動車運送約款等の一部を改正する告示
(標準貨物自動車運送約款の一部改正)

第一条 標準貨物自動車運送約款(平成二年運輸省告示第五百七十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(運送の申込み)</p> <p>第六条 当店に貨物の運送を申込み者(以下「申込者」という)は、次の事項を記載した運送申込書を提出しなければなりません。ただし、第二号に掲げる事項及び第七</p>	<p>(運送の申込み)</p> <p>第六条 当店に貨物の運送を申込み者(以下「申込者」という)は、次の事項を記載した運送申込書を提出しなければなりません。</p>

号に掲げる事項のうち運賃、料金等の額については、申込者が貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第十二条第一項に規定する真荷主又は個人(事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合における者を除く。)(以下「真荷主等」という)であるときは、運送申込書に記載することを要しません。

一 (略)

二 当店の商号並びに住所及び電話番号

三 六 (略)

七 運賃、料金(第十七条第二項に規定する利用運送手数料、第三十四条に規定する待機時間料、第六十一条に規定する積込料又は取卸料及び第六十二条第一項に

一 (略)

(新設)

二 五 (略)

六 運賃、料金(第十七条第二項に規定する利用運送手数料、第三十四条に規定する待機時間料、第六十一条に規定する積込料又は取卸料及び第六十二条第一項に

<p>規定する附帯業務料等をいう。)、燃料 サーチャージ、有料道路利用料、立替金 その他の費用(以下「運賃、料金等」と いう。)の額及び支払方法 八〇十 (略) 十一 第六十二条第一項に規定する附帯業 務を委託するときは、その旨及び当該附 帯業務の内容 十二、十四 (略) 十五 運送申込書の提出年月日 十六 (略) 2 (略) (運送の引受け) 第七条 当店は、前条第一項の運送申込書の 提出があった場合において、申込者との協 議により、当該運送を引き受けることとす るときは、同項第一号、第二号、第五号及 び第七号に掲げる事項に加え、次に掲げる 事項を記載した運送引受書を交付します。 ただし、真荷主等以外の者が申込者である ときは、この限りではありません。 一 (略) 二 申込者より第六十一条に規定する貨物 の積み込み又は取り卸しの委託があったと きは、その旨 三 第六十二条第一項に規定する附帯業務 を行うときは、その旨及び当該附帯業務 の内容 四 運送引受書の交付年月日 2 (略) (運賃、料金等) 第三十二条 (略) 2・3 (略) 4 個人(事業として又は事業のために運送 契約の当事者となる場合におけるものを除 く。)を対象とした運賃、料金等及びその適 用方法は、営業所その他の事業所の店頭 に掲示し、又は店頭に掲示するとともに、当 店のウェブサイトに掲載します。</p>	<p>規定する附帯業務料等をいう。)、燃料 サーチャージ、有料道路利用料、立替金 その他の費用(以下「運賃、料金等」と いう。)の支払方法 七〇九 (略) 十一 第六十二条第一項に規定する附帯業務 を委託するときは、その旨 十二、十三 (略) (新設) 十四 (略) 2 (略) (運送の引受け) 第七条 当店は、前条第一項の運送申込書の 提出があった場合において、申込者との協 議により、当該運送を引き受けることとす るときは、次に掲げる事項を記載した運送 引受書を交付します。 一 (略) 二 運賃、料金等の額 (新設) (新設) 2 (略) (運賃、料金等) 第三十二条 (略) 2・3 (略) 4 個人(事業として又は事業のために運送 契約の当事者となる場合におけるものを除 く。)を対象とした運賃、料金等及びその適 用方法は、営業所その他の事業所の店頭 に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載し ます。</p>
--	--

<p>(標準宅配便運送約款の一部改正) 第二条 標準宅配便運送約款(平成二年運輸省告示第五百七十六号)の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規 定の傍線を付した部分のように改める。 改正後 (運賃等の收受) 第八条 (略) 2・3 (略) 4 運賃等及びその適用方法は、営業所その 他の事業所の店頭に掲示し、又は店頭に掲 示するとともに、当店のウェブサイトに掲 載します。 (標準引越運送約款の一部改正) 第三条 標準引越運送約款(平成二年運輸省告示第五百七十七号)の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規 定の傍線を付した部分のように改める。 改正後 (運賃及び料金) 第十八条 (略) 2 運賃及び料金並びにその適用方法は、営 業所その他の事業所の店頭に掲示し、又は 店頭に掲示するとともに、当店のウェブサ イトに掲載します。 3 (略) (標準貨物軽自動車運送約款の一部改正) 第四条 標準貨物軽自動車運送約款(平成十五年国土交通省告示第七十一号)の一部を次のように 改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げ る規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に 二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のもの は当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲 げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄に これに対応するものを掲げていないものは、これを加える。 改正後 (運送の申込み) 第六条 当店の運送を申込み(以下 「申込者」という。)は、次の事項を記載し た運送申込書を提出しなければなりません。 改正前 (運送の申込み) 第六条 当店の運送を申込み(以下 「申込者」という。)は、次の事項を記載し た運送申込書を提出しなければなりません。 (平成元年法律第八十三号)第十二条第一</p>	<p>(標準宅配便運送約款の一部改正) 第二条 標準宅配便運送約款(平成二年運輸省告示第五百七十六号)の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規 定の傍線を付した部分のように改める。 改正前 (運賃等の收受) 第八条 (略) 2・3 (略) 4 運賃等及びその適用方法は、営業所その 他の事業所の店頭に掲示し、又は当店の ウェブサイトに掲載します。 (標準引越運送約款の一部改正) 第三条 標準引越運送約款(平成二年運輸省告示第五百七十七号)の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規 定の傍線を付した部分のように改める。 改正前 (運賃及び料金) 第十八条 (略) 2 運賃及び料金並びにその適用方法は、営 業所その他の事業所の店頭に掲示し、又は 当店のウェブサイトに掲載します。 3 (略) (標準貨物軽自動車運送約款の一部改正) 第四条 標準貨物軽自動車運送約款(平成十五年国土交通省告示第七十一号)の一部を次のように 改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げ る規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に 二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のもの は当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲 げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄に これに対応するものを掲げていないものは、これを加える。</p>
--	---

項に規定する真荷主又は個人（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合における者を除く。）（以下「真荷主等」という。）であるときは、運送申込書に記載することを要しません。

一（略）
二 当店の商号並びに住所及び電話番号
三 運賃、料金（第十七条第二項に規定する利用運送手数料、第三十四条に規定する待機時間料、第六十条に規定する積込料又は取卸料及び第六十一条第一項に規定する附帯業務料等をいう。）、燃料サーチャージ、有料道路利用料、立替金その他の費用（以下「運賃、料金等」という。）の額及び支払方法
八 第六十一条第一項に規定する附帯業務を委託するときは、その旨及び当該附帯業務の内容
十二・十三（略）
十四 本約款の内容について承諾する旨
十五 運送申込書の提出年月日
十六（略）

2 (運送の引受け)

第七条 当店は、前条第一項の運送申込書の提出があつた場合において、申込者との協議により、当該運送を引き受けることとするときは、同項第一号、第二号、第五号及び第七号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項を記載した運送引受書を交付します。ただし、真荷主等以外の者が申込者であるときは、この限りではありません。

- 一（略）
- 二 申込者より第六十条に規定する貨物の積込み又は取卸しの委託があつたときは、その旨
- 三 第六十一条第一項に規定する附帯業務を行うときは、その旨及び当該附帯業務の内容
- 四 運送引受書の交付年月日

2 (略)

- 一（略）
- 二（新設）
- 三 運賃、料金（第十七条第二項に規定する利用運送手数料、第三十四条に規定する待機時間料、第六十条に規定する積込料又は取卸料及び第六十一条第一項に規定する附帯業務料等をいう。）、燃料サーチャージ、有料道路利用料、立替金その他の費用（以下「運賃、料金等」という。）の支払方法
七 第六十一条第一項に規定する附帯業務を委託するときは、その旨
十一・十二（略）

2 (運送の引受け)

第七条 当店は、前条第一項の運送申込書の提出があつた場合において、申込者との協議により、当該運送を引き受けることとするときは、次に掲げる事項を記載した運送引受書を交付します。

- 一（略）
- 二 運賃、料金等の額

(新設)

2 (新設)

（標準靈きゆう運送約款の一部改正）
第五節 標準靈きゆう運送約款（平成十八年国土交通省告示第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

(引受拒絶)

第六条 当店は、次の各号に掲げる場合には、遺体の運送の引受けを拒絶することがあります。

- 一（略）
- 二 依頼人が、前条の通知をせず、又は第九条第二項の要求に応じなかつたとき。
- 三 六（略）

(運送の申込み)

第七条 依頼人は、次の事項を記載した運送申込書を提出しなければなりません。ただし、第二号に掲げる事項及び第四号に掲げる事項のうち運賃、料金等の額については、依頼人が貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第十二条第一項に規定する真荷主又は個人（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合における者を除く。）（以下「真荷主等」という。）であるときは、運送申込書に記載することを要しません。

- 一 依頼人の氏名又は名称並びに住所及び電話番号
- 二 当店の商号並びに住所及び電話番号
- 三 出発地及び到着地（団地、アパートその他高層建築物にあつては、その名称及び電話番号を含む。）
- 四 運賃、料金、立替金その他の費用（以下「運賃、料金等」という。）の支払いに関する事項

(引受拒絶)

第六条 当店は、次の各号に掲げる場合には、遺体の運送の引受けを拒絶することがあります。

- 一（略）
- 二 依頼人が、前条の通知をせず、又は第八条第二項の要求に応じなかつたとき。
- 三 六（略）

(運送に関する通知)

第七条 依頼人は、当店に次の事項を通知しなければなりません。

- 一 出発地及び到着地（団地、アパートその他高層建築物にあつては、その名称及び電話番号を含む。）
- 二 運賃、料金、立替金その他の費用（以下「運賃、料金等」という。）の支払いに関する事項
- 三 依頼人の氏名又は名称並びに住所及び電話番号
- 四 その他遺体の運送に関し必要な事項

五 附帯業務を委託するときは、その旨及び当該附帯業務の内容

六 運送申込書の提出年月日

七 その他遺体の運送に關し必要な事項
2 前項において、当店が電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて当店で定めるものをいう。以下同じ。)による運送の申込み方法を定めておるときは、同項の運送申込書の提出に代えて、当該運送申込書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、申込者は、当該運送申込書を提出したものとみなします。

(運送の引受け)

第八条 当店は、前条第一項の運送申込書の提出があつた場合において、申込者との協議により、当該運送を引き受けることとするときは、同項第一号から第四号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項を記載した運送引受書を交付します。ただし、真荷主等以外の者が依頼人であるときは、この限りではありません。

一 附帯業務を行うときは、その旨及び当該附帯業務の内容
二 運送引受書の交付年月日

2 当店は、あらかじめ申込者の承諾を得て、前項の運送引受書の交付に代えて、当該運送引受書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することがあります。この場合において、当店は、当該運送引受書を交付したものとみなします。

第九条 第十二条 (略)

第十三条 当店は、第七条第一項の運送申込書に記載された出発地において依頼人又はその指定する者(以下「依頼人等」という。)から遺体を受け取るとともに、通知された到着地において当該依頼人等に遺体を引き渡します。

第十四条 第十六条 (略)

(新設)

第八条 第十一条 (略)

第十二条 当店は、通知された出発地において依頼人又はその指定する者(以下「依頼人等」という。)から遺体を受け取るとともに、通知された到着地において当該依頼人等に遺体を引き渡します。

第十三条 第十五条 (略)

(運賃及び料金)
第十七条 (略)

2 個人(事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。)を対象とした運賃及び料金は、主たる事務所その他の営業所の店頭に掲示し、又は店頭に掲示するとともに、当店のウェブサイトに掲載します。

3 (略)
第十八条 第二十条 (略)

(事故等と運賃、料金等)
第二十一条 当店は、第十四条及び第十六条の規定により対応をしたときは、その対応に応じて、又は既に行つた運送の割合に応じて、運賃、料金等を收受します。ただし、既にその運送について運賃、料金等の全部又は一部を收受している場合においては、

当該運賃、料金等の不足があるときは依頼人への支払いを請求し、当該運賃、料金等の余剰があるときはこれを依頼人に払い戻します。
(中止手数料)
第二十二条 (略)

2 前項の中止手数料は、第十八条の規定により提示した運賃及び料金の項目のうち、基本額及び乗車定員加算額並びに特殊仕様車料金の合算額の五割とします。
第二十三条 第二十四条 (略)

(運送申込書等の不完全等の責任)
第二十五条 当店は、第七条第一項の運送申込書の記載が不実又は不備であつたために生じた損害については、その責任を負いません。

2 (略)
第二十六条 第三十一条 (略)

(運賃、料金等の收受)
第三十二条 (略)

3 第一項の場合において、運賃、料金等の額が確定しないときは、第十九条第二項の規定を準用します。
第三十三条 第三十五条 (略)

(運賃及び料金)
第十六条 (略)

2 運賃及び料金は、主たる事務所その他の営業所の店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

3 (略)
第十七条 第十九条 (略)

(事故等と運賃、料金)
第二十条 当店は、第十三条及び第十五条の規定により対応をしたときは、その対応に応じて、又は既に行つた運送の割合に応じて、運賃、料金等を收受します。ただし、既にその運送について運賃、料金等の全部又は一部を收受している場合においては、

当該運賃、料金等の不足があるときは依頼人への支払いを請求し、当該運賃、料金等の余剰があるときはこれを依頼人に払い戻します。
(中止手数料)
第二十一条 (略)

2 前項の中止手数料は、第十七条の規定により提示した運賃及び料金の項目のうち、基本額及び乗車定員加算額並びに特殊仕様車料金の合算額の五割とします。
第二十二条 第二十三条 (略)

(運送に關する通知の不完全等の責任)
第二十四条 当店は、第七条の規定による依頼人の通知が不実であつたために生じた損害については、その責任を負いません。

2 (略)
第二十五条 第三十条 (略)

(運賃、料金等の收受)
第三十一条 (略)

3 第一項の場合において、運賃、料金等の額が確定しないときは、第十八条第二項の規定を準用します。
第三十二条 第三十四条 (略)

<p>(損害賠償事務の処理)</p> <p>第三十六条 連絡運輸の場合には、遺体の滅失、損傷又は運送の遅延についての損害賠償は、その請求を受けた運送事業者が第二十八条の規定により決定された損害賠償の額を支払います。</p> <p>(損害賠償請求権の留保)</p> <p>第三十七条 連絡運輸の場合における第二十八条第一項の留保は、その運送を行った運送事業者のいずれに対しても行うことができます。</p> <p>第三十八条 (略)</p>	<p>(損害賠償事務の処理)</p> <p>第三十五条 連絡運輸の場合には、遺体の滅失、損傷又は運送の遅延についての損害賠償は、その請求を受けた運送事業者が第二十七条の規定により決定された損害賠償の額を支払います。</p> <p>(損害賠償請求権の留保)</p> <p>第三十六条 連絡運輸の場合における第二十七条第一項の留保は、その運送を行った運送事業者のいずれに対しても行うことができます。</p> <p>第三十七条 (略)</p>
---	---

第六条 (標準貨物自動車特定信書便送約款の一部改正)
 第六条 標準貨物自動車特定信書便送約款(平成二十七年国土交通省告示第千六百六十三号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(料金の收受)</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の料金表は、当社の営業所の店頭に掲示し、又は店頭に掲示するとともに、当社のウェブサイトに掲載します。</p>	<p>(料金の收受)</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の料金表は、当社の営業所の店頭に掲示し、又は当社のウェブサイトに掲載します。</p>

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和七年四月一日から施行する。
 (経過措置)

2 この告示の施行前に締結された運送契約に係る標準貨物自動車運送約款、標準宅配便運送約款、標準引越運送約款、標準貨物軽自動車運送約款、標準霊きゆう運送約款及び標準貨物自動車特定信書便送約款の適用については、なお従前の例による。